

平成 27 年度 入札・契約制度の改正について (工事・コンサル関係)

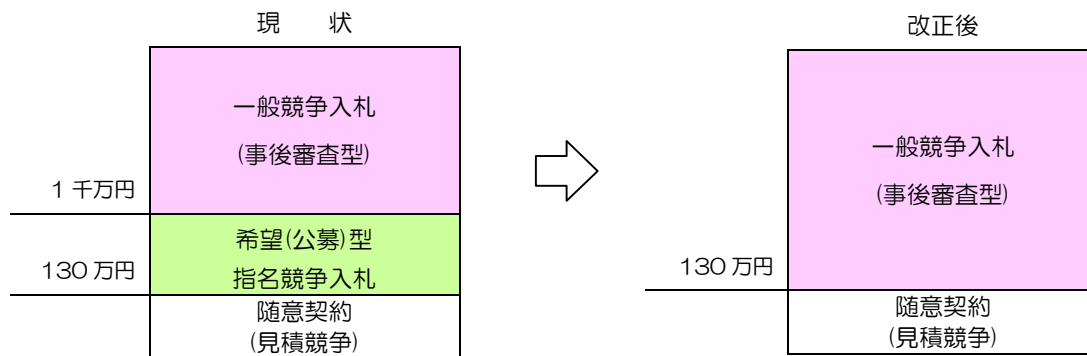
平成 27 年 3 月 1 1 日

本市では、公正で透明性・競争性を高めるとともに工物品質の確保を目的とした入札・契約制度の改善に努めておりますが、より一層の改善を図るため次のとおり改正し、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

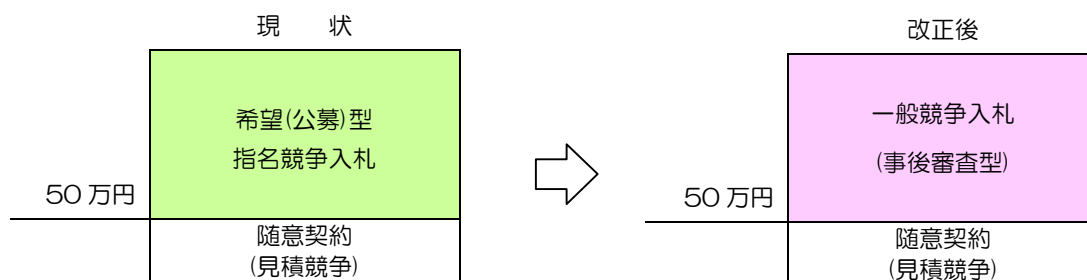
1 事後審査型一般競争入札の対象範囲の拡大について

平成 27 年 4 月 1 日から事後審査型一般競争入札の対象範囲を「**予定価格 1 3 0 万円を超える建設工事（修繕を含む。）**」及び「**予定価格 5 0 万円を超えるコンサルタント業務**」に拡大します。

○ 工 事



○ コンサルタント業務



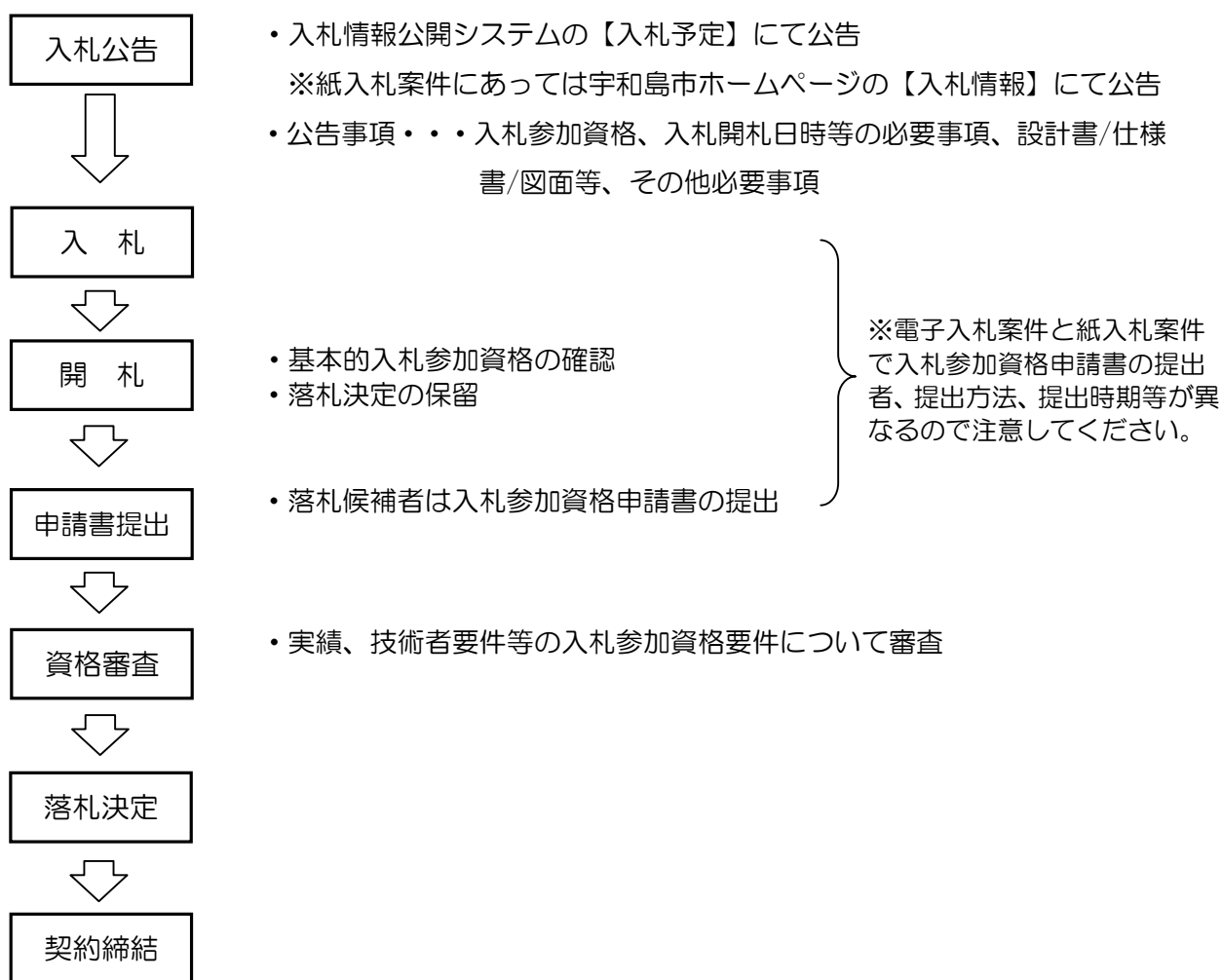
【事後審査型一般競争入札の概要】

事後審査型一般競争入札とは、開札執行後に、落札候補者から順に入札参加資格を審査して落札者を決定するもので、落札候補者が入札参加資格を有していると認められた場合は、その者を落札者として決定し、入札参加資格を有していないと認められた場合は、その者がした入札を無効とし、次順位者の資格審査を行います。

したがって、従来の希望（公募）型指名競争入札における、事業者からの事前の「参加表明書」の提出、宇和島市からの指名通知書の発行等はありません。

また、案件毎に公告する基本的入札参加資格（格付（登録）要件、地域要件）を満たしていない場合は、開札前に無効とします（紙入札案件においては入札に参加できません。）。

【事後審査型一般競争入札の流れ】



2 建設工事における入札金額の内訳書の提出について

平成 26 年 6 月 4 日に公布された「建設業法等の一部を改正する法律」により、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、ダンピング受注の防止等のための措置として、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額に関らず、入札金額の内訳を記載した書類を提出することとされました。

つきましては、平成 27 年 4 月 1 日以降に公告等を行う工事（修繕を含む）に関する全ての入札案件で、内訳書の提出を求めるとしますので、ご注意ください。

【注意事項】

- (1) 内訳書の様式は、個別工事毎に指定します。
- (2) 内訳書の提出が無い場合、入札金額と内訳書の総額が異なる場合、内訳書に違算がある場合は、その者のした入札を無効とします。
- (3) 電子入札案件の場合は、電子入札システムで内訳書を添付のうえ入札してください。紙入札案件の場合は、内訳書を入札書と同封のうえ、入札してください。

3 建設工事における指名回避措置等の改正について

事後審査型一般競争入札の適用範囲拡大に伴い、「宇和島市建設工事等指名停止措置要綱」及び「宇和島市指名回避措置要領」を「宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱」及び「宇和島市入札参加除外措置要領」に改称します。また、工事品質の確保を目的として、平成 27 年 4 月 1 日から契約するものについて、工種を問わず、工事成績評定点 70 点未満 65 点以上に該当した時から 1 年を経過するまでの間に、再度 70 点未満 65 点以上に該当したときは、1 カ月間の入札参加除外措置を講じます。（低入札調査を経て契約した工事にあつては、1 回で入札参加除外措置）

(平成 27 年 4 月 1 日から)

措置要件	措置期間
1 工事等の施工（履行）に関して、指示に従わない等著しく不誠実な行為を行ったと認められるとき。	1 カ月
2 工事成績評定点の合計点が 60 点以上 65 点未満に該当したとき。	1 カ月
3 工事成績評定点の合計点が 60 点未満に該当したとき。	2 カ月
4 工事成績評定点の合計点が 65 点以上 70 点未満に該当したときから 1 年を経過するまでの間に、再度当該点数に該当したとき。	1 カ月
5 低入札調査を経て契約した工事において、工事成績評定点の合計点が 65 点以上 70 点未満に該当したとき。	1 カ月
6 入札契約事務に関し著しく不誠実な行為を行ったと認められるとき。	1 カ月

低入札調査を経て契約をした工事において 1 から 3 の措置要件に該当した場合は 2 倍の期間

4 建設工事における現場代理人の常駐緩和及び主任技術者の専任に係る取扱いについて

平成 25 年度より実施しております、現場代理人の常駐緩和及び主任技術者の専任に係る取扱いに関する特例措置について、平成 27 年度も継続します。